

議 会 報 告 会

～開かれた議会を目指して～

議会報告会は、開かれた議会として、皆様に議会の内容を報告し、皆様からのご意見などをお伺いすることを目的として開催するものです。

また、報告会は、那珂市議会として実施するものであり、議会として決定したことなどを主に報告することを目的としております。議員個人の活動や見解、意見を報告説明することは、差し控えさせていただきますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

◎平成 27 年 5 月 23 日（土）午後 2 時 ふれあいセンターよしの

◎平成 27 年 5 月 24 日（日）午後 2 時 中央公民館

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 出席議員紹介
- 3 議長あいさつ
- 4 議会報告
3月定例議会の議決事項などを中心に報告します
 - ①議会運営委員会報告（定例会概要と議会改革推進概要）
 - ②総務生活常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ③産業建設常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ④教育厚生常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ⑤原子力安全対策常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ⑥議員定数等調査特別委員会報告（委員会審議概要）
- 5 休 憩（10分）
- 6 ご質問・ご意見
 - ①議会報告について
 - ②市政に関することについて
- 7 閉 会

出席議員

5月23日(土)	5月24日(日)
ふれあいセンターよしの	中央公民館
助川 則夫 筒井 かよ子 小宅 清史 綿引 孝光 古川 洋一 萩谷 俊行 勝村 晃夫 笹島 猛 遠藤 実 福田 耕四郎 加藤 直行 石川 利秋 木村 静枝 (13名)	助川 則夫 海野 進 寺門 厚 木野 広宣 中庭 正一 萩谷 俊行 勝村 晃夫 中崎 政長 君嶋 寿男 武藤 博光 遠藤 実 須藤 博 木内 良平 (13名)

議会運営委員会報告書

1 那珂市議会の概要

①議員定数 22名

②定例会 年4回開催（3月、6月、9月、12月）

③議会の委員会等の構成

◆議会運営委員会（議会運営などを審査）

◆常任委員会（主に議案や請願などを審査）

・総務生活常任委員会

企画部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部、議会事務局の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項

・産業建設常任委員会

産業部、建設部、上下水道部の所管に属する事項

・教育厚生常任委員会

保健福祉部、教育委員会の所管に属する事項

・原子力安全対策常任委員会（平成26年3月設置）

原子力関連施設の防災、安全対策等の所管に属する事項

◆特別委員会（特定案件の調査のために設置）

・議員定数等調査特別委員会（平成26年3月設置）

議員定数、議員報酬、政務活動費などを調査

◆会議規則で定める会議

・全員協議会（主に議案以外の案件を審査）

・議会広報編集委員会（議会だより編集）

2 議会運営委員会の概要

・所管事項（地方自治法第109条第3項）

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

・主な審査内容など

定例会の会期日程（案）作成、議案の委員会付託、一般質問の調整
会期日程の変更、議会改革推進など議会運営に関するもの

3 議会改革の推進状況

・平成24年9月19日～平成26年3月3日 議会改革特別委員会

議会改革の指針となる議会基本条例を制定（平成25年10月）

第1回議会報告会を開催（平成26年1月）

・平成26年3月から 議会運営委員会が議会改革を継続して推進

議員費用弁償の改正（平成26年4月から日額2,000円⇒0～360円）

原子力安全対策特別委員会を常任委員会化（平成 26 年 3 月）
 市長附属機関への議員就任の見直し（平成 26 年 4 月から）
 議員勉強会の実施（平成 26 年 4 月から）
 第 2 回議会報告会の実施（平成 26 年 5 月）
 政務活動費の運用指針を見直し、使途を明確化（平成 27 年 3 月から）

平成 26 年度 議員勉強会の実施状況

実施日	内 容	講 師
4 月 25 日	那珂市の財政状況について	市財政課課長補佐
7 月 28 日	会津若松市議会の先進的な取り組み 「政策形成サイクルの内容」 「議決責任と議員間討議」	会津若松市議会議員 目黒 章三郎 氏
11 月 14 日	自治体と地方議会の危機管理 住民投票制度の展望と課題	茨城大学大学院准教授 馬渡 剛 氏
2 月 10 日	市民協働の時代における二元代表制と 議会	常磐大学教授 林 寛一 氏

4 3 月定例会の概要

3 月 3 日 開会

議員定数等調査特別委員会調査事項報告

市長の施政方針説明

市長提出議案説明（平成 27 年度予算、条例改正などの議案説明）

3 月 5 日 一般質問（5 人）

3 月 6 日 一般質問（2 人）

議案の常任委員会付託

3 月 10 日 総務生活常任委員会（議案審査）

3 月 11 日 産業建設常任委員会（議案審査）

3 月 12 日 教育厚生常任委員会（議案審査）

3 月 19 日 全員協議会（追加議案などの審査）

3 月 20 日 各常任委員会から議案審査結果報告
議案採決、閉会

5 平成27年第1回定例会（3月）の会期日程（会期18日間）

日次	月日	曜	区分	会議時刻	主な内容
1日	3月3日	火	本会議	10時	1 開会 2 諸般の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 施政方針説明 6 議案の上程・説明
2日	3月4日	水	休 会		(議案調査)
3日	3月5日	木	本会議	10時	1 一般質問 5人
4日	3月6日	金	本会議	10時	1 一般質問 2人 2 議案質疑 3 議案の委員会付託
5日	3月7日	土	休 会		
6日	3月8日	日	休 会		
7日	3月9日	月	休 会		(議事整理)
8日	3月10日	火	委員会	10時	1 総務生活常任委員会
9日	3月11日	水	委員会	10時	1 産業建設常任委員会
10日	3月12日	木	委員会	10時	1 教育厚生常任委員会
11日	3月13日	金	休 会		(議事整理)
12日	3月14日	土	休 会		
13日	3月15日	日	休 会		
14日	3月16日	月	休 会		(議事整理)
15日	3月17日	火	休 会		(議事整理)
16日	3月18日	水	休 会		(議事整理)
17日	3月19日	木	委員会	9時30分	1 議会運営委員会
			全 協	10時	1 全員協議会
18日	3月20日	金	本会議	10時	1 委員長報告及び質疑・討論・採決 2 閉会

6 3月定例会での議決案件名と結果（太字は議員提出議案）

議案番号	議案内容	結果
	議員定数等調査特別委員会調査事項	調査完了
選挙第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙	指名推薦 当選決定
報告第1号	専決処分について（那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第1号	那珂市行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第2号	那珂市総合開発審議会設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	那珂市職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	那珂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	那珂市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号	那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第12号	那珂市保育所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第13号	那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	那珂市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第15号	那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第16号	那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第17号	那珂市保育所保育所医設置条例を廃止する条例	原案可決
議案第18号	那珂市保育所の保育に関する条例を廃止する条例	原案可決
議案第19号	那珂市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	原案可決
議案第20号	市長の給料月額の特例に関する条例	原案可決
議案第21号	那珂市駅前自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第22号	那珂市地区交流センターの設置及び管理に関する条例	原案可決

議案番号	議案内容	結果
議案第 23 号	那珂市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	原案可決
議案第 24 号	那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例	原案可決
議案第 25 号	那珂市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例	原案可決
議案第 26 号	那珂市立幼稚園保育料徴収条例	原案可決
議案第 27 号	平成 26 年度那珂市一般会計補正予算 (第 7 号)	原案可決
議案第 28 号	平成 26 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 3 号)	原案可決
議案第 29 号	平成 26 年度那珂市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	原案可決
議案第 30 号	平成 26 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算 (第 4 号)	原案可決
議案第 31 号	平成 26 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)	原案可決
議案第 32 号	平成 26 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	原案可決
議案第 33 号	平成 27 年度那珂市一般会計予算	原案可決
議案第 34 号	平成 27 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	原案可決
議案第 35 号	平成 27 年度那珂市下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第 36 号	平成 27 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算	原案可決
議案第 37 号	平成 27 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算	原案可決
議案第 38 号	平成 27 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算	原案可決
議案第 39 号	平成 27 年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第 40 号	平成 27 年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第 41 号	平成 27 年度那珂市水道事業会計予算	原案可決
議案第 42 号	公の施設の広域利用に関する協議について	原案可決
議案第 43 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 44 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 45 号	平成 26 年度那珂市一般会計補正予算 (第 8 号)	原案可決
議案第 46 号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託について	原案可決
議案第 47 号	人権擁護委員の推薦について	原案可決
同意第 1 号	那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について	原案同意

議案番号	議案内容	結果
発議第1号	那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する 条例	原案可決
発議第2号	那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
発議第3号	那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正 する条例	原案可決
	委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務の継続調査申出 について	原案承認

那珂市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び議会（第4条—第7条）

第3章 議会運営（第8条—第10条）

第4章 議会組織（第11条—第14条）

第5章 市長等、議会及び議員（第15条—第18条）

第6章 議員の活動原則（第19条—第22条）

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続（第23条・第24条）

附則

地方自治体は、昭和22年に施行された日本国憲法及び地方自治法に基づき、住民福祉の増進を図ることを目的として設置されている。

その地方自治体は、地域の問題は地域で考え解決するという住民自治の原則から、住民の代表として選挙で選ばれた首長及び同じく住民の代表である議員により構成される議会が、お互いに緊張感を保ち、切磋琢磨きたくしながら地方政治を推進する形態となっている。

地方議会は、発足して半世紀以上が経過し、地方自治の根幹として、大きな社会情勢の変化に対応し、数々の重要課題に対峙じし、決断を重ねながら、自治体の住民福祉の増進のために重要な役割を果たしてきた。その結果、日本はめざましい発展を遂げ、豊かな社会を実現し、成熟した社会を迎えている。現在、地方分権の時代が到来し、自立した地方自治体を目指すために、市町村合併や協働のまちづくりを推進するなど、地方議会の果たすべき役割は益々大きくなっている。しかしながら、その一方で、地方議会に対する住民の関心や存在感は、希薄化してきている。このようなことから、地方議会は、積極的な議会改革を展開するとともに、議会への市民参加を促進するため広く情報提供をするなど、議会の活性化を図るための努力を重ねている状況にある。

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(議会の基本原則)

第2条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

- (1) 議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。
- (2) 市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。
- (3) 本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）の内容について情報提供をすること。
- (4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。
- (5) 会議等は、公開すること。
- (6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第3条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

- (1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。
- (2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。
- (3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。
- (4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。
- (5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第4条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(市民等の意見陳述)

第5条 議会は、市民等から提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第7条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第8条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第9条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、学識経験者、市民等の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第10条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第11条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第12条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第13条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第15条 議会の会議等において、出席している市長及び執行機関の職員（以下「市長等」という。）は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第16条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 起源及び背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の有無及びその内容

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (市長の附属機関への議員就任)

第17条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第18条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めるものとする。

第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第19条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第20条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第21条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第23条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

総務生活常任委員会報告書

1 平成26年度の主な活動内容

- ・開催回数 8回（うち市内視察1回、市外視察0回）
- ・調査事項 土地の埋立てに関する調査（平成26年7月調査完了）

2 報告案件

	案 件 等	内 容
1	那珂市市民投票条例に関する提言書について	<p>那珂市市民投票条例について、那珂市住民投票条例検討委員会より提出された提言書について説明がありました。</p> <p>提言書の内容</p> <p>①市民投票に関する基本となる考え方の提示</p> <p>②幅広い市民の参加促進と積極的かつ効果的な情報提供（18歳以上の市民、永住外国人も含めること等）</p> <p>③徹底した熟議のプロセスの導入(市長と議会が十分に協議し判断すること等)</p> <p>④市民投票結果への十分な配慮(投票結果に関わらず開票すること等) などです。</p> <p>説明後、二元代表制を踏まえ、議会と執行部において、もう少し時間をかけた議論が必要なのではないかなどの意見を伝えました。</p>
2	戸籍に係る電子情報処理システムの共同化について	<p>今回の戸籍に係る電子情報処理システムの共同化については、システムをクラウド化し、他の自治体と共同利用することで、セキュリティ及び業務継続性の向上や経費の削減を目的としています。</p> <p>共同利用の方式として、地方自治法に定めのある、市区町村に管理を委託する方式をとるため、議会の議決を必要とするものです。</p> <p>クラウド化による戸籍情報のサーバは、水戸市内にデータセンターを設置します。また、共同利用する市町は茨城町、五霞町、つくばみらい市、小美玉市となります。</p>

産業建設常任委員会報告書

1 平成26年度の主な活動内容

- ・開催回数 12回（うち市内視察0回、市外視察1回）
- ・調査事項 特産品、あるいはブランド品における地域の活性化

（平成27年2月調査完了）

2 報告案件

	案 件 名	内 容
1	上菅谷駅舎公衆トイレについて	<p>上菅谷駅舎の建設費用は平成26年度当初で2,150万円が計上されており、6月定例会で上菅谷駅前公衆トイレ建設費用を700万円増額することを含む補正予算が提出されました。</p> <p>委員会としては、増額の根拠が明確でなく、高すぎることから、補正予算から公衆トイレ建設分の金額を削除し、修正可決しました。</p> <p>その後、営業路線への安全策を行うことを条件に、JR敷地に市が工事を行うことが可能となり、2,149万2,000円で建設されました。</p> <p>このトイレは平成27年3月16日から使われています。</p>
2	那珂市プレミアム付商品券発行事業について	<p>国の交付金を活用し、市内の参加事業所で共通に使用できる商品券を販売するものです。1冊12,000円分の商品券を10,000円で販売するもので、多子世帯への無償提供、子育て世帯や高齢者に対する割引などの措置もあります。</p>
3	旧余暇活用施設「しどりの湯保養センター」有効活用について	<p>有効活用検討委員会で活用の方向性を検討した結果が2月末に市に提案されました。その内容は、施設を、そば処、文化振興、体験学習の3つの機能を持つ施設とするというものです。</p> <p>平成27年度予算には維持管理費のみ計上されており、具体的なことは、今後、検討委員会の報告を早急にまとめ、進めるということです。</p>

3 今後の活動予定

- ・JAと農業政策や農業者支援策について懇談を行うことを検討中。

教育厚生常任委員会報告書

1 平成26年度の主な活動内容

- ・開催回数 10回（うち市内視察0回、市外視察1回）
- ・調査事項 「コミュニティ・スクール」について（平成27年3月調査完了）

2 報告案件

	案 件 名	内 容
1	那珂市立幼稚園保育料徴収条例について	<p>子ども・子育て新制度により、幼稚園の保育料が応能負担となり、利用者世帯の課税状況によって、金額が5段階に分かれます。また、母子世帯・障がい児のいる世帯、多子世帯には軽減措置があります。</p> <p>多子世帯（年少から小3までに2人以上子供がいる世帯）の軽減措置について、対象年齢枠を広げるべきではないかという提案をしました。</p>
2	那珂市放課後学童保育対策事業条例の一部を改正する条例について	<p>児童福祉法の改正により、学童保育所の入所対象者が、小学校3年生までから、6年生までに引き上げられました。</p> <p>しかしながら、入所希望者が定員を超えている学童保育所では、3年生でも入所できない状況にあることから、今後、改善を求めて、執行部に要求していきます。</p>
3	調査事項「コミュニティ・スクール」について	<p>学校と地域の人々が一体となって子供をはぐくむことを目的とした制度で、那珂市では、現在瓜連小中学区で、国の研究指定を受けて、正式導入に向けた取り組みを実施しています。</p> <p>委員会では、先進地の視察や瓜連地区での実施状況の調査等を行い、今後那珂市全体で導入する際に重視すべきことをまとめ、執行部に申し伝えました。</p> <p>詳しい内容は、議会だより45号、11ページをご覧ください。</p>

原子力安全対策常任委員会報告書

1 平成26年度の主な活動内容

- ・開催回数 5回（うち市内視察1回）

2 報告案件

	案 件 名	内 容
1	気体廃棄物の放出状況について	市内原子力関連事業所の気体廃棄物放出状況については、現在まで特に異常はなく、適正に管理されています。
2	那珂市広域避難計画について	<p>原子力災害時の広域避難計画は原子力の単独災害を想定し、避難の手順や経路等を定めるもので、県の計画に準じて作成することになっています。その大まかな骨子は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難は原子力施設から5km圏内の地域から開始し、その後30km圏内にて段階的に実施する。 ・避難先は、桜川市、筑西市であり、既存のコミュニティを維持できるようにする。 ・自力での避難が困難な要支援者を安全かつ迅速に避難させる対応をとる。 ・避難は主に自家用車を用い、要支援者にはバスや自衛隊車両等を手配する。 <p>今年3月に、県防災会議にて、県の計画が報告されました。那珂市では、平成27年度中の策定を目指して計画の作成を進めています。</p>
3	原子力関連事業所の年間主要事業計画について	<p>平成27年5月12日の委員会で、那珂核融合研究所、三菱マテリアル株式会社、三菱原子燃料株式会社、株式会社JCOの4社から、平成27年度の年間主要事業計画の報告を受けました。</p> <p>いずれの事業所も安全管理を徹底して事業を行っていくということです。</p>

議員定数等調査特別委員会報告書

1 設置目的

地方分権の時代を迎え、地方議会の果たす役割と責任は、一層重要なものとなり、那珂市議会としても、議会改革の一環として、議会に求められる役割と責任を十分に果たしていくため、議員定数、議員報酬、政務活動費などについて調査・研究を行うことを目的に、平成26年3月3日に特別委員会を設置。

2 審議結果

- ①議員定数は、現在の22人から4人削減して、18人とする
- ②議員報酬は、議長、副議長、議員それぞれ月額5万円増額する
- ③政務活動費は、月額2万円を1万円に減額する

3 審議経過

委員会では、全国や県内の市議会の議員定数や報酬等の現状を調査するとともに、11月には、那珂市議会初の試みである公聴会を開催して、公募により選ばれた7名の市民の方からご意見を伺いました。

市民が議会や議員に求める姿は、少数精鋭で市民のために一生懸命働く議会であり、また、議会活動に専念できる安定した生活を保障し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境を整えるということでした。

委員会の検討過程でも、議員定数、報酬、政務活動費、それぞれに対して、様々な意見が出ましたが、市民の皆様のご意見を参考にするとともに、近隣市議会の状況も考慮して、上記のとおり意見を集約し、調査を完了しました。

3月定例会に、議員定数、報酬、政務活動費を一括して改正する議案を提出し、賛成多数により可決されました。これにより、財政的には、年額約1千万円以上の議会費の削減となります。

なお、この改正は、次に行われる一般選挙から適用となります。

条例改正案を提出するに当たって、委員会として、次の意見を付け加えました。

議会として、定数削減、報酬増額、政務活動費減額を選択し、決定することについては、今後の議会の在り方についても、十分に考慮する必要がある。

定数を削減することは、一般的には多様な市民の意見を反映させるという面では、マイナスになると懸念される。今後は、今まで以上に、議会報告会などにおいて、市民の意見を議会に反映させていくなどの創意工夫が必要である。

報酬の増額は、議員活動に専念し、一生懸命に市民のために働くために増額するものである。今後は、今まで以上に、議員に対する市民の目が厳しくなり、議員個人の自覚と責任ある行動や、積極的な議員活動が求められる。

政務活動費は、減額となるが、用途を明確にし、有効に活用していくことが求められる。

これらのことから、那珂市議会は、今後も、議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指して、市民の意見を議会に反映させる努力を重ねることや、議員個人も、自覚と責任を持ち、議員活動に専念することが必要である。

4 委員会開催状況

第1回 平成26年4月21日審議内容

- 1 議員定数等調査特別委員会について
- 2 今後のスケジュールについて

第2回 平成26年7月9日審議内容

- 1 議員定数について

第3回 平成26年9月9日審議内容

- 1 公聴会について

第4回 平成26年10月9日審議内容

- 1 議員報酬について

第5回 平成26年11月5日審議内容

- 1 公聴会について
 - ・公述人の選任、発言方法、順番、会議日程等を決定

第6回 平成26年11月16日審議内容

- 1 公聴会
 - ・議員定数22人について、議員報酬月額34万5,000円について、公述人7人より意見を聴取

第7回 平成26年12月8日審議内容

- 1 議員定数と報酬について

第8回 平成27年2月20日審議内容

- 1 条例改正案の検討について
 - ・議員定数は4人減の18人、議員報酬は月額5万円増額、政務活動費は月額1万円減額とする3つの改正を一括した議案を、3月定例会に提出することを決定。